

通達乙（地．総．活）第5号  
平成7年7月27日  

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

地 域 部 長

警視庁ふれあい連絡協議会運営要綱の制定について

〔沿革〕 平成 7年11月通達甲（副監．総．企．組）第23号  
10年 3月（地．総．活）第1号  
24年11月（地．総．活）第2号改正

このたび、別添のとおり、警視庁ふれあい連絡協議会運営要綱を制定し、平成7年8月1日から実施することとしたから、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

## 記

### 第1 制定の趣旨

地域住民の要望、意見を検討し、協議するためのふれあい連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に運営することにより、ふれあい活動の推進を図ろうとするものである。

### 第2 制定の要点

- 1 連絡協議会の設置基準を定めた。
- 2 連絡協議会の会員の数及び選任基準を定めた。
- 3 連絡協議会の会議の種類及び開催基準を定めた。

## 別添

### 警視庁ふれあい連絡協議会運営要綱

#### 第1 目的

この要綱は、ふれあい連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 交番等とは、交番、駐在所、地区交番及び署所在地をいう。
- 2 所管区等とは、交番、駐在所及び署所在地の所管区並びに地区交番の担当区をいう。
- 3 地区住民とは、所管区等内に居住する住民及び所管区等内にある事業所、所管区等に関係する公的機関、団体等に勤務する者をいう。

#### 第3 連絡協議会の設置基準等

##### 1 連絡協議会の設置基準

警察署長（以下「署長」という。）は、原則として、所管区等を単位とする連絡協議会を設置するものとする。ただし、所管区等内に複数の町会がある、所管区等の面積が狭い、特定の職種が集中している地区があるなどの地域の特性がある場合は、所管区等を単位としない連絡協議会を設置することができる。

##### 2 連絡協議会の種類

###### (1) 所管区等連絡協議会

所管区等を単位とする連絡協議会

###### (2) 単位連絡協議会

分割又は統合した所管区等を単位とする連絡協議会

###### (3) 職種等連絡協議会

地域における特定の問題を解決するための職種、地区等を単位とする連絡協議会

##### 3 連絡協議会の組織

連絡協議会は、運営責任者、実施責任者、実施担当者、交番等の勤務員及び会員をもって構成する。

##### 4 運営責任者等の任務

###### (1) 運営責任者

署長は、運営責任者として、連絡協議会の円滑な運営及び活性化に努めるものとする。

###### (2) 実施責任者

署長は、地域課長を実施責任者に指定し、交番等の勤務員に対する指導教養及び公的機関、団体等との連絡調整に当たらせるものとする。

(3) 実施担当者

署長は、地域課課長代理又は地域係長（交番所長を含む。）を実施担当者に指定し、会員との連絡に当たらせるものとする。

5 会員

(1) 会員の数

会員の数は、連絡協議会ごと、おおむね10人とする。

(2) 会員の選任基準

運営責任者は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民からの信望が厚い地域住民の中から会員を選任するものとする。この場合、所管区等連絡協議会及び単位連絡協会の会員のおおむね半数は、次に掲げる者の中から選任すること。

ア 町会又は自治会の役員

イ 区役所、福祉事務所等の公的機関の職員

ウ 民生委員協議会、保護司会等の公益的団体の関係者

(3) 会員の任期

ア 会員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

イ 会員に欠員が生じた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 会員名簿

ア 運営責任者は、会員を把握するため、会員名簿を作成するものとする。

イ 運営責任者は、会員名簿の記載事項に異動が生じた場合は、その都度、整理するものとする。

第4 会議

1 会議は、運営責任者が開催する。

2 会議は、定期会議及び臨時会議とする。

3 会議には、必要により会員以外の地域住民又は地域課以外の課の幹部の出席を求めることができる。

4 その他、会議の開催に関し必要な事項については、別に定める。

第5 運営上の留意事項

連絡協議会の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

1 年間計画を策定するなど計画的な運営に配意すること。

2 要望、意見に対する回答は、実施担当者が行うこと。

3 要望、意見に対する具体的な対応策を講ずるよう努めること。

4 地域課以外の課との連携を密にし、組織的な運営を図ること。

## 第6 報告

- 1 署長は、会議を開催した場合は、その都度、別記様式第2の「ふれあい連絡協議会開催結果報告書（定期・臨時）」により、地域部長（地域総務課地域活動係経由。以下同じ。）及び方面本部長（地域担当管理官経由。以下同じ。）に報告するものとする。
- 2 署長は、毎月の連絡協議会の運営状況を別記様式第3の「ふれあい連絡協議会運営状況報告書（ 月分）」により、翌月5日までに地域部長及び方面本部長に報告するものとする。

別記様式第1 削除

別記様式第2

報告 ( ) 第 号  
 平成 年 月 日  
 1 年 保 存  
 平成 年 月 日まで

地 域 部 長 殿 (地. 総. 活)  
 第 方面本部長殿 (地域)

警 察 署 長

ふれあい連絡協議会開催結果報告書 (定期・臨時)

日 時	月 日 ( ) 午前・後 時 分から午前・後 時 分までの間
場 所	
出席人員	人 内訳 (会員 人 会員以外 人 警察官 人)
種 類	<input type="checkbox"/> 所管区等連絡協議会 ( ) <input type="checkbox"/> 単位連絡協議会 ( ) <input type="checkbox"/> 職種等連絡協議会 ( )
要望、意見	
検討・協議 結 果	
備 考	

- 備考 1 「種類」欄は、該当する□にはレを付け、( )には交番等の名称を記入すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

地 域 部 長 殿 (地. 総. 活)  
第 方面本部長殿 (地域)

警察署長

ふれあい連絡協議会運営状況報告書（ 月分）

1 設置状況

区 分	交 番				駐 在 所	地区交番	署所在地	合 計
	A	B	C	計				
所管区等連絡協議会								
単 位 連 絡 協 議 会								
職 種 等 連 絡 協 議 会								
合 計								

注 拠点交番及び単独交番はAに、連絡交番（3人勤務）はBに、連絡交番（1人勤務）はCに記入すること。

2 会議の開催状況

区 分	開 催 回 数	出 席 人 員			
		会 員	会員以外	警 察 官	合 計
所管区等連絡協議会	回（ 回）	人	人	人	人
単 位 連 絡 協 議 会	回（ 回）	人	人	人	人
職 種 等 連 絡 協 議 会	回（ 回）	人	人	人	人
合 計	回（ 回）	人	人	人	人

注 「開催回数」欄の（ ）には、会員以外の地域住民が出席した会議の開催回数を内数で計上すること。